

東京帝國大學文科大学教授文學博士
東京帝國博物館學藝委員
服飾調度調査主任

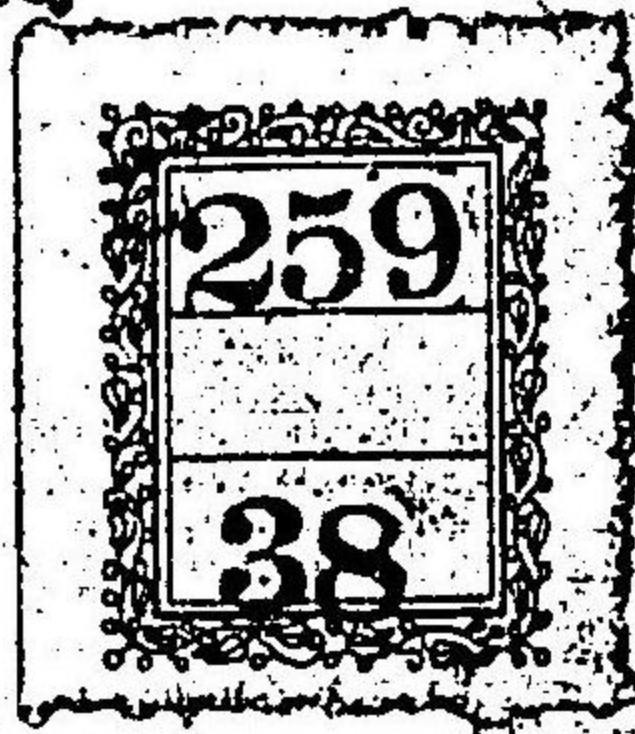
芳賀矢一先生
高橋健自先生
關保之助先生
武谷等先生

撰 閱

甲冑標本解說

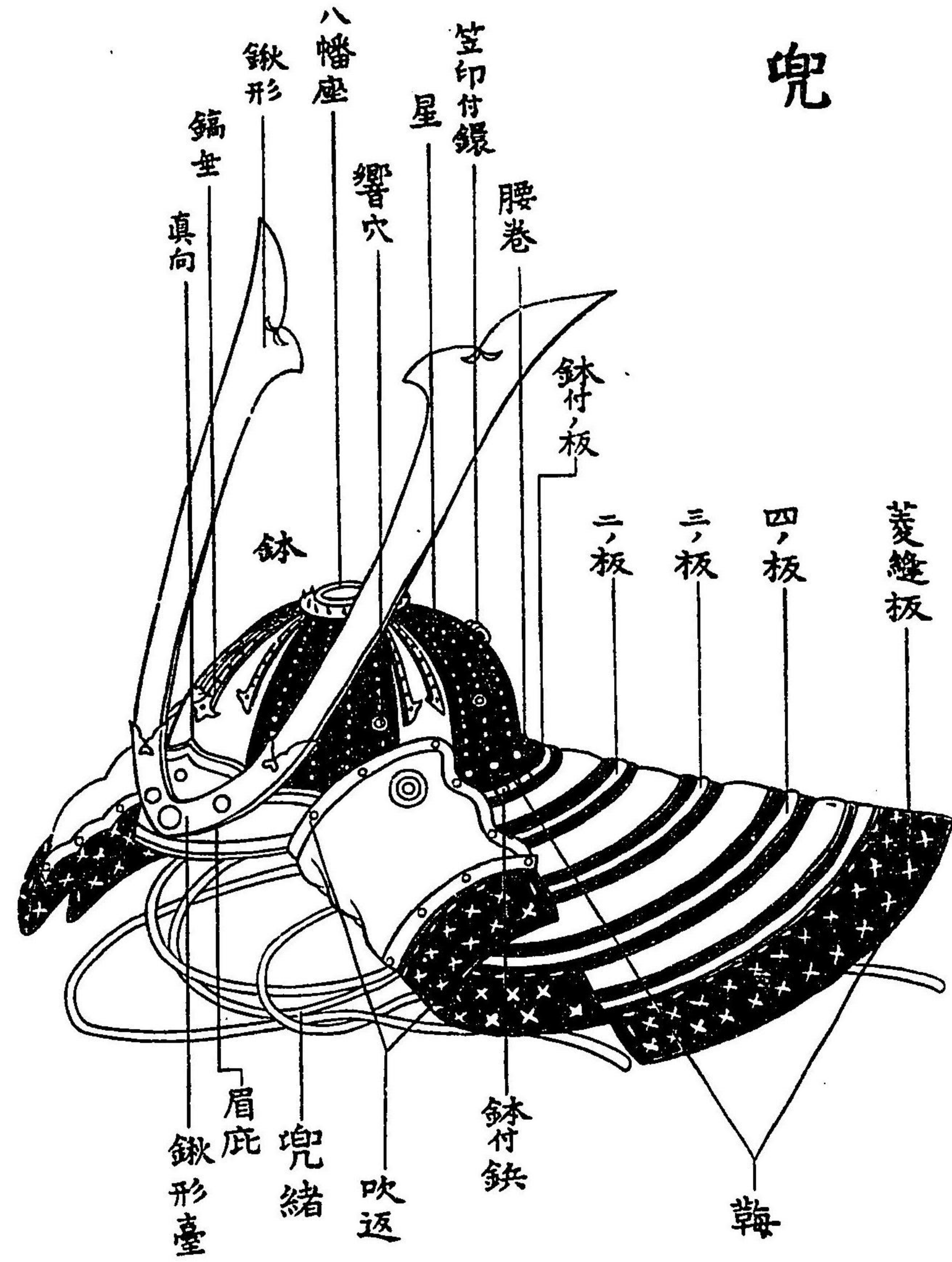
全

東京 集成堂

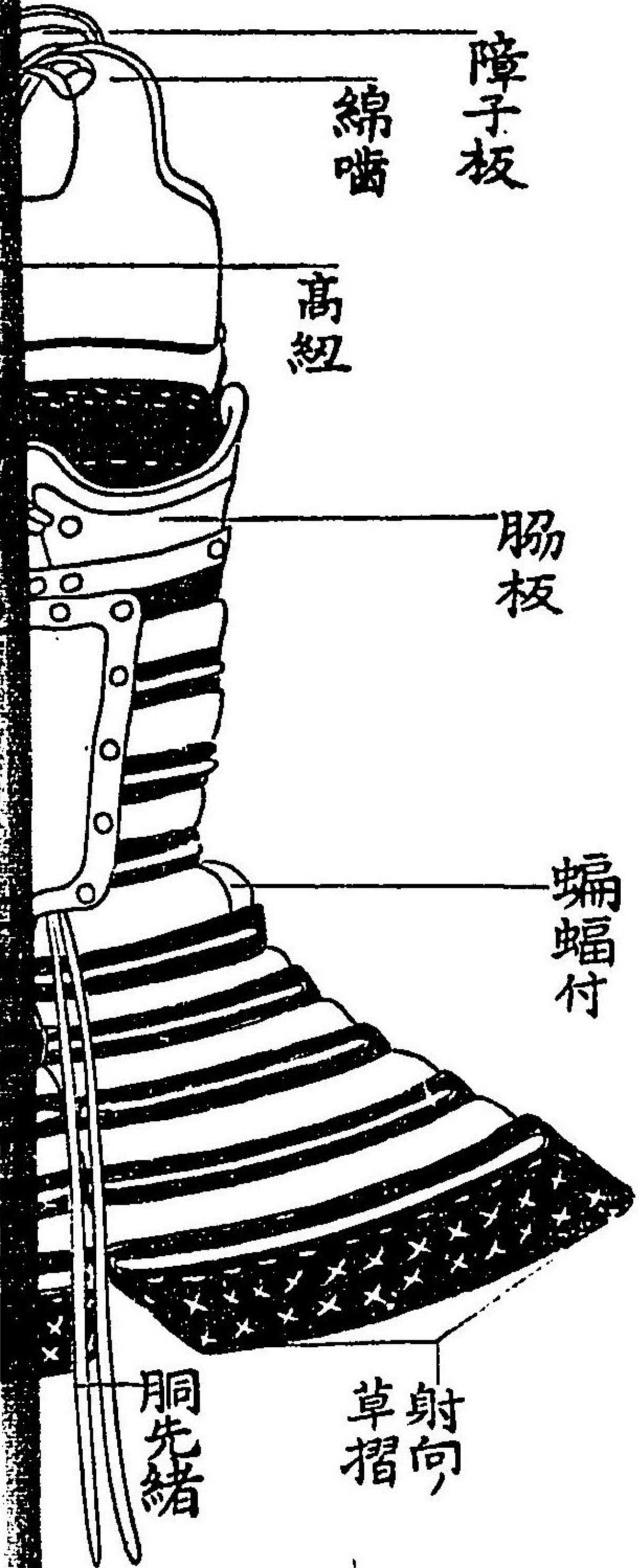


特50 :
697

兜

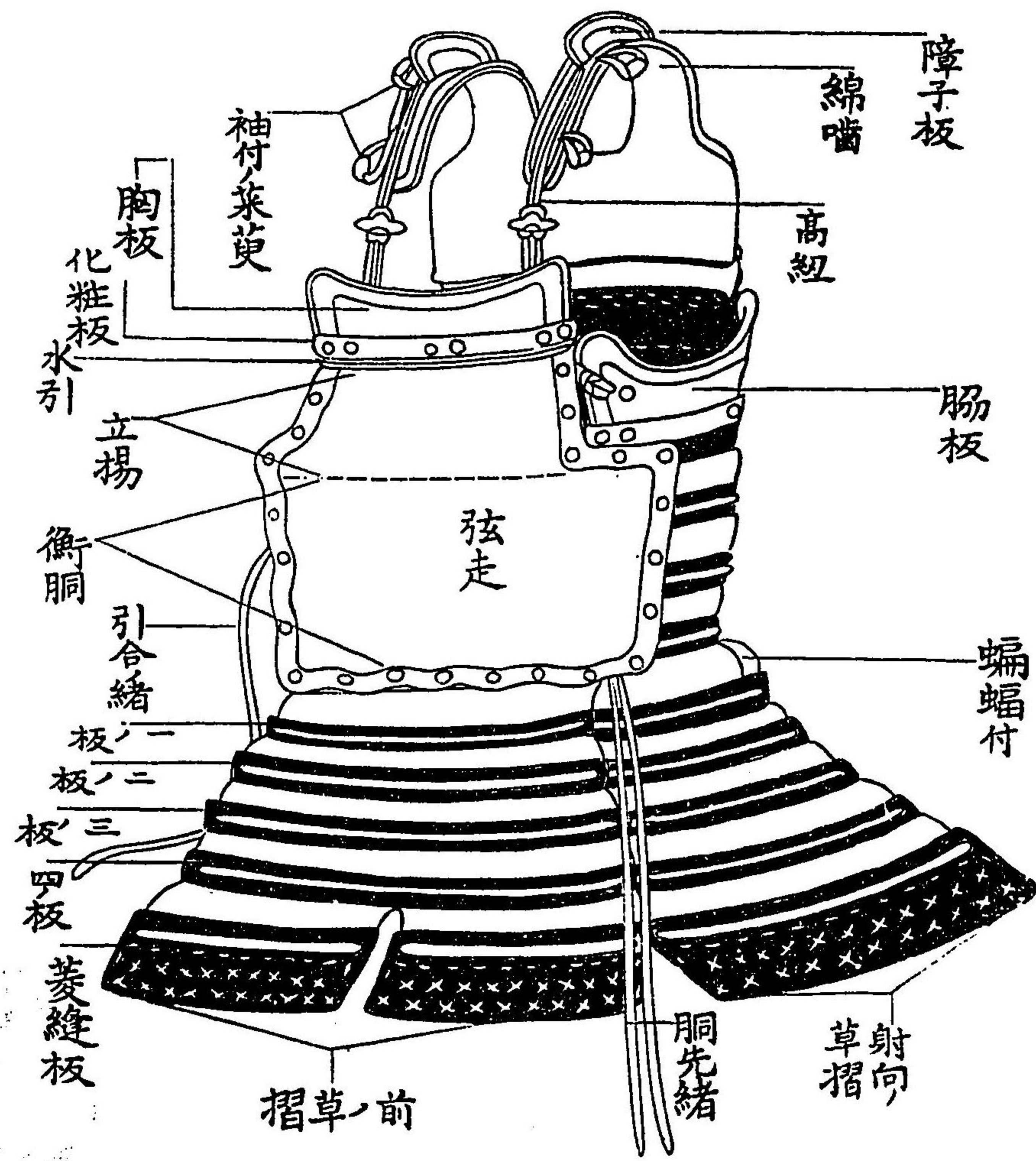


鎧前

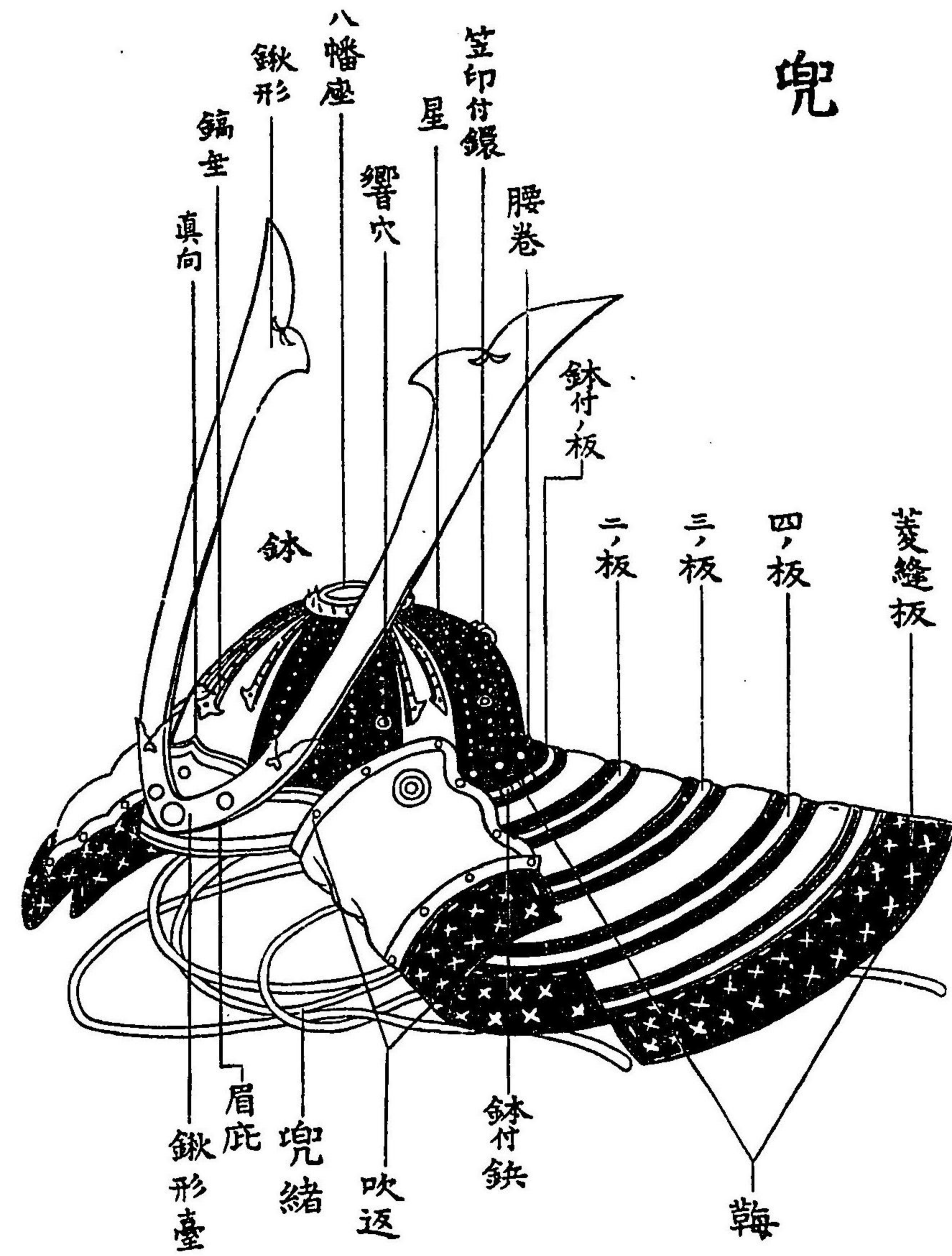


特50 :
697

鎧前

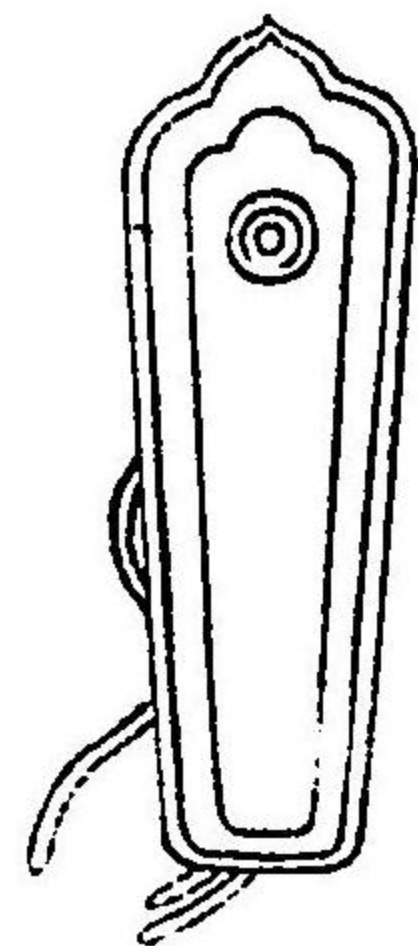


兜



梅檀

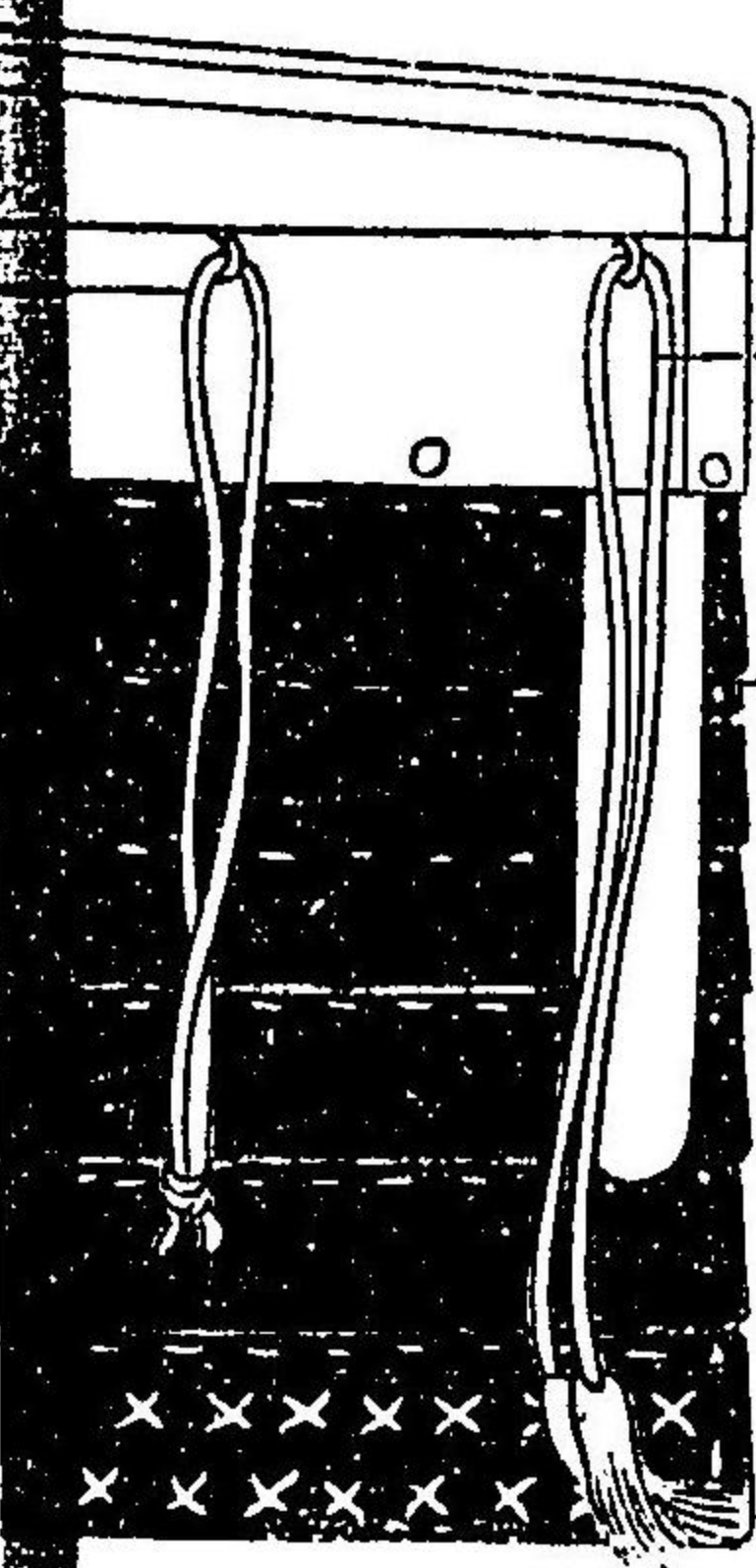
鳩尾



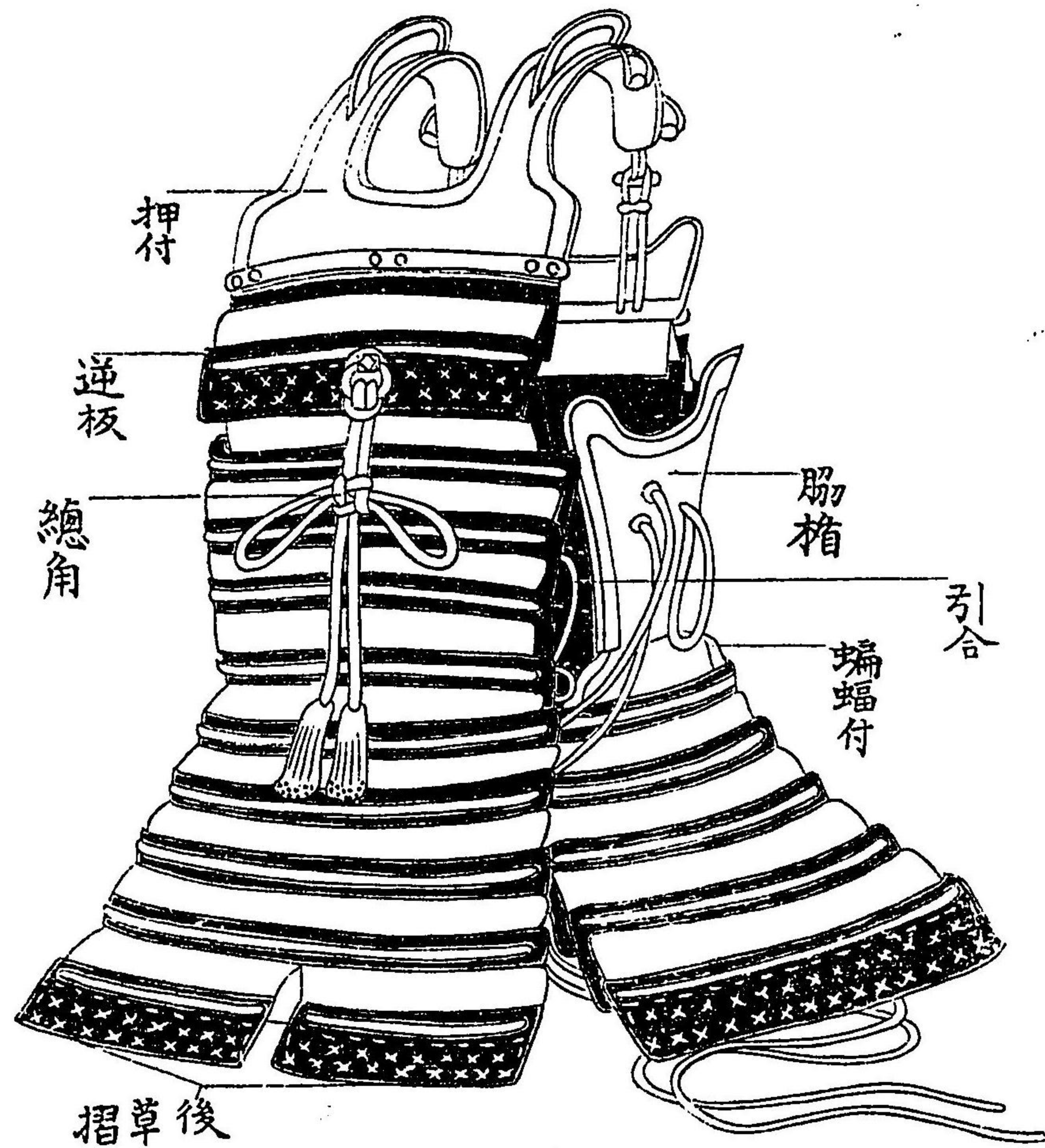
右袖裏

受緒

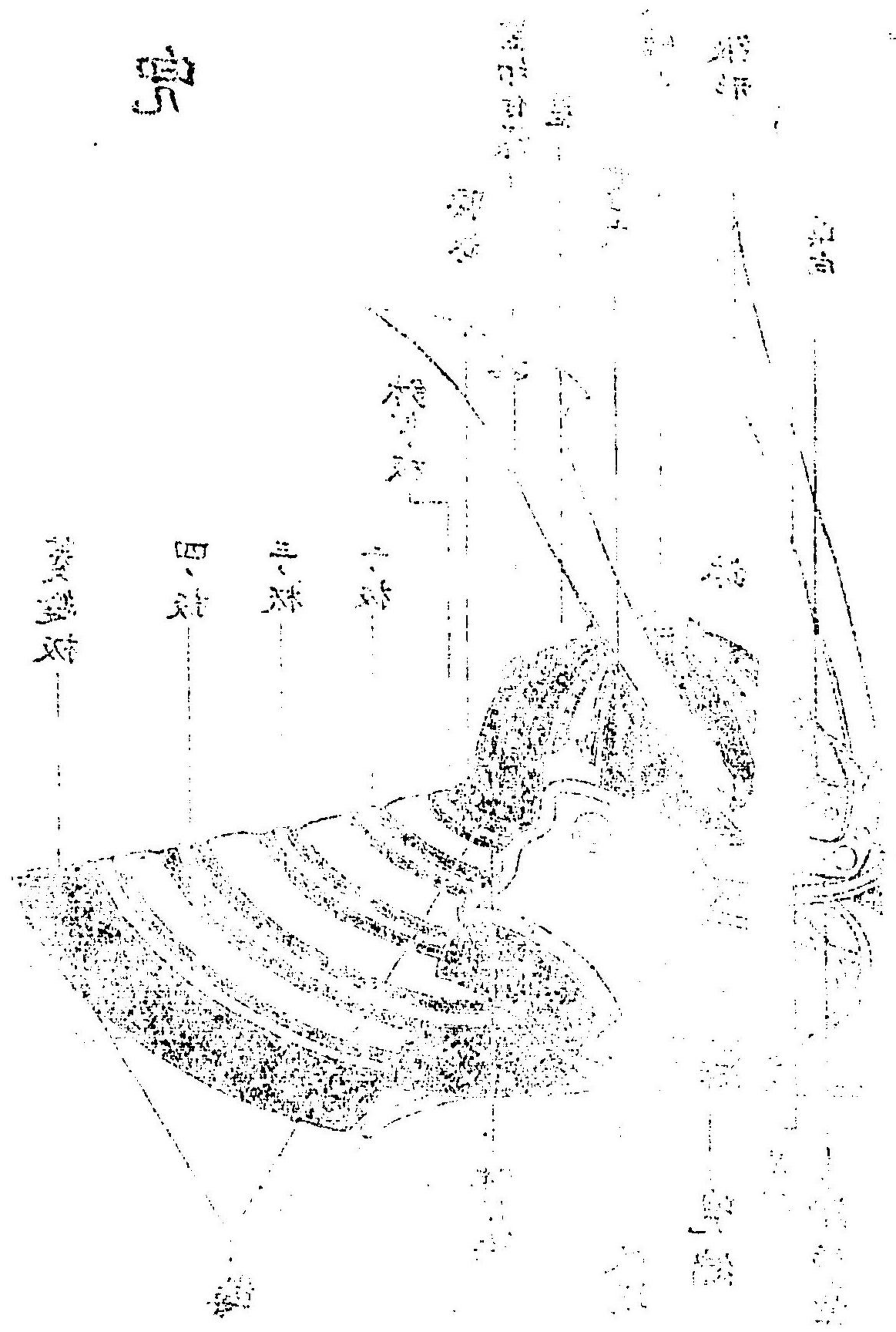
小手摺



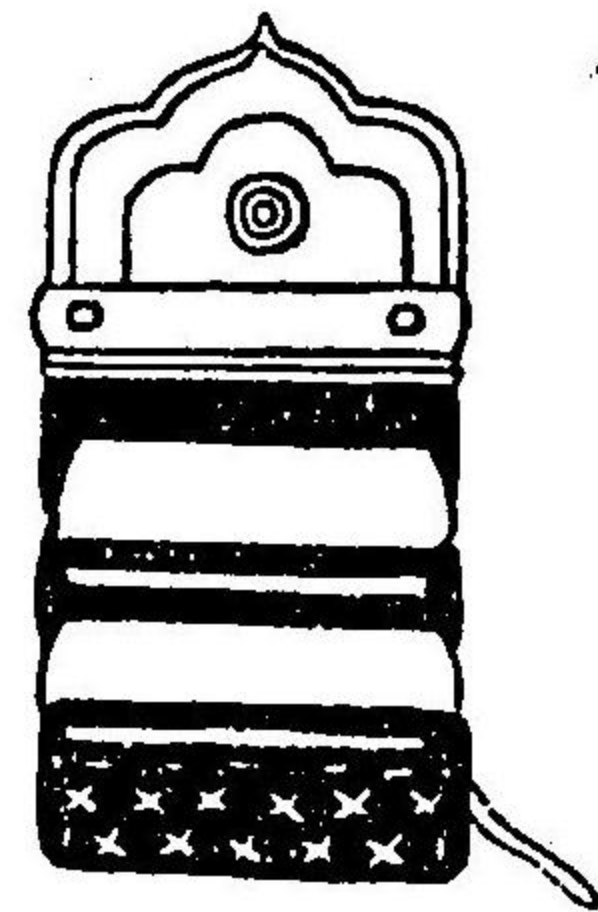
鎧後



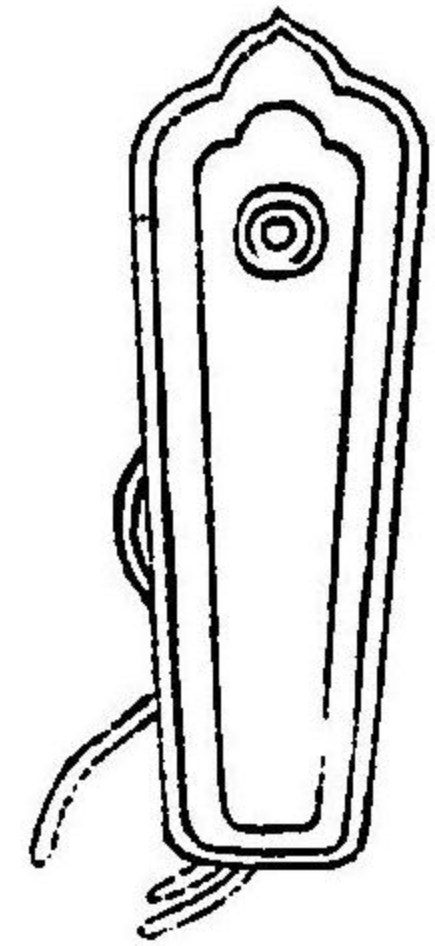
髷



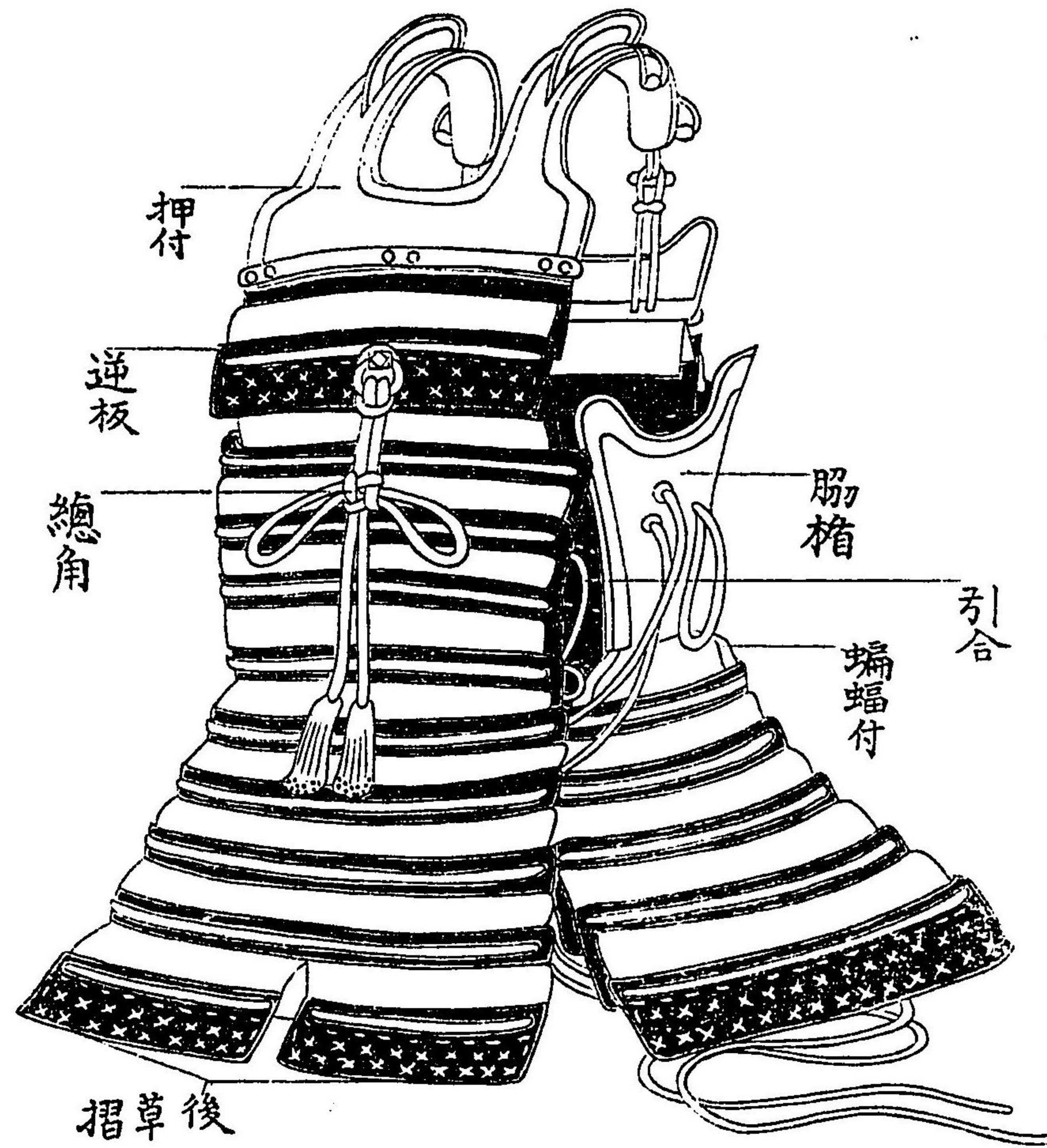
梅檀



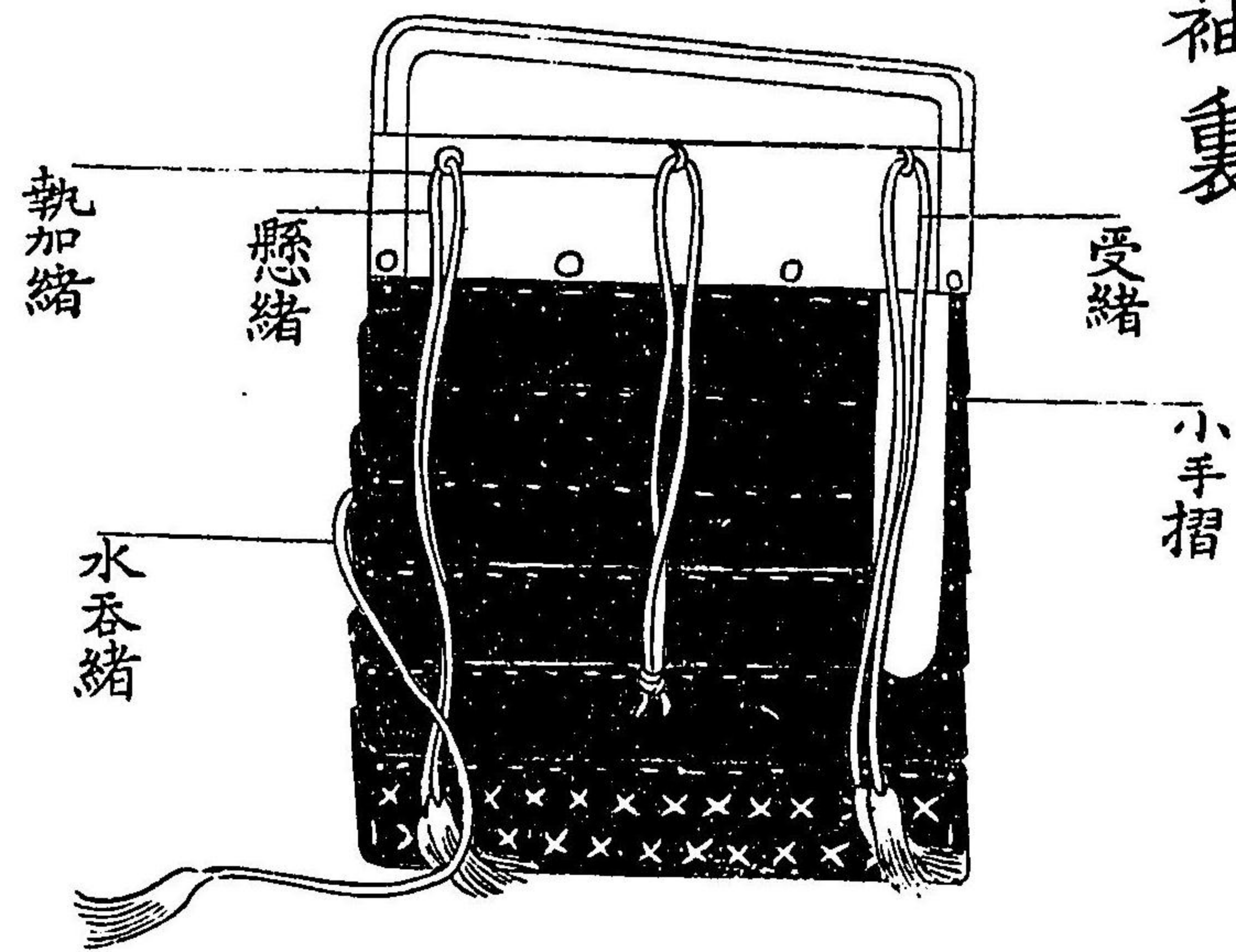
鳩尾



鎧後



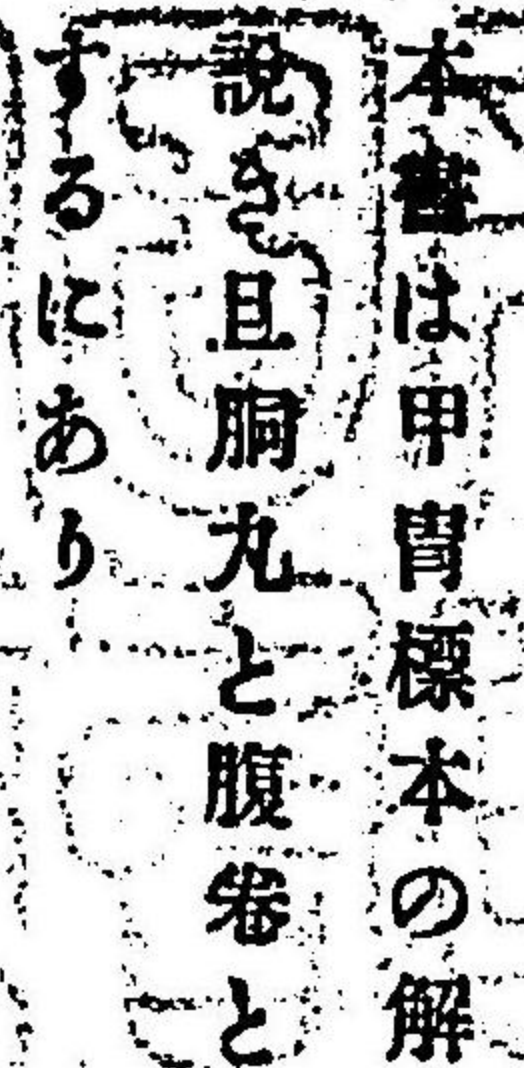
右袖裏



録

甲冑標本解説

緒言



本書は甲冑標本の解説にして専ら式正の鎧の名所と着用
説き且胸丸と腹巻とのとも略述して標本使用者の便に供せん
するにあり

抑も我國民教育の基礎は武士道にありとは識者の異論なき所なる
が如し然るに今や昔時の武士が考慮を凝し資財を傾けし甲冑は世

に捨てられ人に忘れられんとす本標本の製作豈徒爾ならんや

一本標本は中等學校小學校に於ける教授の参考品たらしむるのみな
らず彼の虚構に成れる玩具に代へて家庭に於ける軍物語を伽噺等
の資料ともならしめんと欲す

明治 1 20 年

一本標本の鑑は其大體を嚴島神社藏傳義家朝臣のもの(實は鎌倉時代のものなるべし)によりたれども威毛小札其他取捨を加へたるよし少からず又胴丸も腹巻も確實なる品に據りたれども省略を加へたるは止むを得ざる所なり

一撰者曩に裝束標本及解説書を撰ぶに當り芳賀高橋關三氏の指導を請けたりしが今本標本及解説書を公にするに當り復三氏の懇篤なる示教を請けたり記して感謝の意を表す

明治四十二年一月

撰者 武谷 等 識

甲冑標本解説

目次

第一 甲冑の沿革	一頁
第二 兜	五
一 鉢	五
二 星	五
三 腰卷	六
四 眞向	六
五 八幡座	七
六 響穴	七
七 笠印付銀	八

八	眉庇	八
九	鍬形臺	八
十	鍬形	九
十一	吹返	一〇
十二	鞆	一〇
十三	菱縫板	一一
十四	鉢付鉾	一一
十五	浮張	一二
十六	兜緒	一二
第三 兜の附屬品		
一	半首	一三
二	喉輪	一三

三	頰當	一三
第四 鎧		
一	綿嚙	一五
二	障子板	一五
三	高紐	一六
四	胸板	一六
五	化粧板、水引	一六
六	弦走革	一七
七	立揚、衡胴	一七
八	脇板	一七
九	押付	一八
十	逆板	一八

十一	總角	一八
十二	前後の草摺	一八
十三	射向の草摺	一九
十四	稱檀鳩尾	一九
十五	脇楯	二〇
十六	引合緒	二〇
十七	胴先緒	二一
十八	大袖	二一
十九	弁金物水吞緒	二二
二十	執加緒	二三
廿一	受緒懸緒	二三
廿二	籠手摺	二三

廿三	貫	二三
廿四	威毛	二三
廿五	札	二四
第五	小具足	二五
一	籠手	二五
二	大立舉隨當	二六
第六	鎧着用法	二七
第七	胴丸	三三
一	笠梅兜	三四
二	胴	三五
三	杏葉	三五
四	壺袖	三六

五 頰當……………三六

六 脛楯……………三七

七 隨當……………三七

八 着用法……………三七

第八 腹卷……………三九

甲冑標本解説目次終

甲冑標本解説

第一 甲冑の沿革

甲冑は時勢に應じて沿革あり今其概略を述んに最古の甲冑所謂
 訶和羅カワラと稱するものは長方形の鐵板を綴り合せ紙ヒシにて留め
 たるものなり。其冑の鉢の形は前方に尖りて張り出でたると
 恰も軍艦の衝角シヨウカクの如くにて之に鐵板の鞆ツツを着けたり。甲も冑
 と同じく鐵板を横矧ヨコシにしたるものにて其形恰も龜の甲を立て
 たるが如し右脇には蝶番フタガヒありて着脱に便し襟廻りエリマヅリには頸鎧カサシと
 いふものを着け上肢には覆臂フキを着け下肢には行膝ユキを着けたり
 而して別に草摺クサズリの如きものなかりしなり。其形短き故に奈良

朝以後は之を短甲冑と稱するに至れり。此短甲冑の用ひられし頃より。

挂甲カケコロと稱するものをも併用するとなれり。挂甲は鐵の小札製にして革若くば組緒を以て聯綴せり。故に短甲冑の如くに鞏直ならず屈伸自在なるものなり。冑カブトも甲と同じく小札を縦に矧ぎ合せたる鉢を用ひ韃も亦小札製となりたり。平安朝に及びては横矧式ヨコシヅメの短甲冑は漸々衰滅して小札式の挂甲のみ行はれたり。

さて此短甲と挂甲との混合成形せるものは
式正シキマタの鎧ヨロイにして一に之を大鎧ともいふ。胸板狭く裾短かく草摺は前後左右の四間なり。左脇は前後一續きなれども右脇は切れたれば別に脇楯を着け肩には鎧の袖を附くるといなり

頸鎧ノカシは廢れて喉輪ノドワとなり小札も鐵札を用ふるもの次第に減少して革札カシとなりたり。

革小札カシの鎧よりもやゝ後れて別に腹卷ハラマキ及胴丸タノマルと稱する輕便なる甲冑出て来て鎧と共に行はるゝに至れり。右の鎧ヨロイ胴丸タノマル腹卷ハラマキの三様式は平安朝以來一定のものとなりて大なる變化なく唯戰術の變化に伴ひて多少の改廢を見るに過ぎざりしが足利中世以後は戰術の激變即ち矢戰衰へて太刀擊タチウキ鎧ヨロイなどの流行に伴ひ鎧廢れて腹卷の流行となり遂に胴丸のみとなりしがこれ亦銃鎗などの流行に伴ひ革札變じて鐵札となり種々變遷して近世の所謂當世具タテマツル足タテマツルとなりて彼の三種の甲冑とは區別するとなりたるなり。

以上は我甲冑の種類及び沿革の概略なるが以下各條は専ら源平時代以後南北朝時代に及ぶ頃即ち最も整ひたる時代の式正の鎧につきて説明し尙胴丸と腹巻とのとをも略述せん。

第二 兜

兜ツカは鉢ハチと鞆ツツとの二部より成り其名も鉢によるものと鞆によるものとあり。足利時代の末には形狀に種々新様を生じ其名も種々あれど茲には説かず。

一、鉢

頭を包裹すべき具なり。其製は鐵板を縦タテ矧ヒキにしたるものにて形丸く黒漆クロシヤクにて塗るを常とす。其鐵板の數によりて八枚張、十枚張、廿四間、三十六間、六十間、百二十間等の名あり。又足利末には革を以て作りたる鉢も出てたり。

二、星

鉢の板を矧ヒキぎ合せたる鉄頭テツカサの名にして星ある兜を星兜ホシカサと稱

八枚張
十四間

星兜

殿星
筋兜

し星の大なるを殿星といふ。後世のものには鉞頭を表に顯はさずして鐵板の矧ぎ目のみを見せたるものあり之を筋兜と稱す。

三、腰卷

鉢の板の裾に一枚の鐵板を引き廻らしたるを腰卷の板といふ。此腰卷にも必ず縦矧板の間數に應じて星を打ち其星の下部に鞆を附くるを法とす。

四、眞向

鉢の正面をいふ。後世は此眞向に一條若くば二條の細き板を伏せて鉞を打ちたり、之を鎬垂と稱す。筋兜には鎬垂の下に鍍金銀の薄板を敷きたるもあり、之を地板といふ。

兜の鉢の前後に鎬垂若くば地板あるを二方白といひ、正面の

鎬垂
地板
二方白

片白
四方白

みにあるを片白といひ、前後左右にあるを四方白といひ、尙其間にもあるを八方白といふ。

五、八幡座

鉢の頂上なる穴の邊を入幡座とも頂邊ともいふ。鍍金銀等の玉縁菊座などの座金物を入れたり。

星兜には座金物の最下層に鉢と同じき星を打つを正式とす

六、響穴

前九年役頃より源平頃の鉢には左右に一ヶ處づゝ若くば二ヶ處づゝ穴ありて之より兜の緒の端を引き出したるものなり、之を響穴といふ。然るに後世の鉢は大きくなりて腰卷の板も外方に開きたれば此響穴は無用のものとなりて別に腰卷の板に鑲若くば根緒を付けて之に兜緒を附くるとなり

たるなり。

七、笠印付鍔

鉢の後の真中にある鍔にして古代は之に笠印を附けたりしが後世は笠印は多くば真向に附くるとなりたれば笠印付の鍔には總角を附くるのみとなれり。

八、眉庇

真向の下部には革にて包みたる眉庇を附く恰も西洋帽の庇の如し。古代のものは鉢の勾配に倣ひて下に垂れしが後世の兜は多く前方に突出するとすなり。眉庇を鉢につくるには三個の鍔を打つを常とす之を三光の鍔と稱す。

三光鍔

九、鍔形臺

一に獅子嚙ともいふ。一般に用ふるものにはあらず、主將

獅子嚙
袂立

若くば然るべき人は鍔形を挿す爲に眉庇に鍔形臺を附くるなり。其形恰も新月の兩尖端を切り去りし如きものにて之を三光鍔の下部に釘着す。

古代のものは多くば眉庇に獅子の嚙みつきたる形をつけたるものなれば獅子嚙の名あり。

後世は鍔形臺の中央に袂立と稱するものを附けて笠印を建て或は種々の徽章を挿す用に供す。

通常は鍔形臺なくして單に袂立のみを附くるを法とす

十、鍔形

金屬製の長大なるものにて形鍔に似たるを以て名づく。單に威容を添ふるのみならず、保侶衣を支ふる爲のものなりしが後には裝飾の具となれり。

前立物

又鹿角半月、天衝など種々の意匠を加へたるあり、之を前立物と稱す。

十一、吹返

後方に折り返したる鞆の兩端をいふ。表面を染革にて包み多くは鍍金彫刻などの居紋を打つ。

吹返を折返したる段數によりて二枚吹返し三枚吹返し四枚吹返し等の名あり。

十二、靴

後衣の略なるべしといふ。鉢の腰卷に附くるものにて全體を黒漆にて塗りたる小札にて造り、染革又は組絲にて威し次第に裾開きに重ねたるものなり。而して其札の段數によりて三枚冑、四枚冑、五枚冑などの稱あり。通常は五段下りとす。

三枚冑
四枚冑

鉢付板

鉢の腰卷に附きたる第一の板を鉢付板といひ、其次を二板、其次を三板といふ。

饅頭鞆

古代の鞆は鉢の勾配にならひて下に垂れたれども後には少しく甲盛となりたり之を饅頭鞆といふ。然るに足利中世頃に至りては復た實用上より古代の形に復したり。日根野鞆と稱するも其一種なり。

日根野鞆

十三、菱縫板

菱の最下端の板は赤絲若くば赤革にて×形に綴ぢたり、之を菱縫といひ、其板を菱縫板と稱す。古代のものも美麗なる鎧には此板に紋様ある鉄を打ちたり、之を裾金物といふ。

裾金物

十四、鉢付鉄

鞆を兜に附くるには鉄にて鉢の腰卷板に釘着す、之を鉢付鉄

八双金物

といふ。多くは二本宛並べて打ちたり其銆に座金物あるを八双金物と稱す。

十五、浮張

古代の鉢は丸く小さくして鉢裏に革を貼付けたるのみなりしが足利中世以後は鉢の形深く大きくなりたれば之に浮張を附けて鉢裏に直接に頭顱のつかぬ様に作りなせり。

十六、兜緒

古は響穴より貫き付けしものなれども後世は腰卷の板に根緒又は鏡を打ちて之を附け其名も忍緒など、稱するに至れり。染革、布、組緒等を用ひたりしが近世は縮緬又は小鼓の調などを用ふ。

忍緒

第三 兜の附屬品

一、半首

鐵にて作り額より額顛のあたり迄を掩ふものにして多くは輕装を主とする歩卒などの用ふるものなれども將士も稀に兜の下に用ふるとあり、

二、喉輪

古代の頸鎧の變化したるものにて上部の頸にかゝる所は鐵にて作り下部は韃の如く小札製なり。これに垂れと稱して染革を以て蝙蝠付を施せり。蝙蝠付のとは後の射向の草摺の條に述べべし。

三、頬當

總面

鐵製にして下顎より頬の邊を掩ふ具なり。後世は目下頭當といふものとなり、遂には額より顔全體を掩ふものを作りて總面と稱するに至れり。

第四 鎧

鎧は前後と左脇との三而は一と續きにして各而共に草摺一間づゝあり。而して其右脇には別に脇楯を着くるが故に都合四間となるなり。左に其各部を説明すべし。

一、綿嚙

綿上とも書けり。背部領の邊より兩肩に掛くるものにて其心は革を以て作り、表裏共に染革にて包み、其兩端には高紐を結ぶべき鞋を付け、中央には茶蓑金物を付く。

二、障子板

染革にて包みたる半月狀の鐵板にして綿嚙の中央につく。大袖の冠板と衝突するを防ぐ爲の、のにて鎧に限りたるも

のとす。

三、高紐タカヒモ

綿嚙の手先にあり。端に鞆ヌメを付け胸板の高紐と懸け合せて着用す。

四、胸板ムネイタ

胴の前面最上部の名にして凹字形をなせり。古代のものは其幅狭く後世のものは廣さを常とす。此胸板の裏又は表の下方より高紐の責セ靴コハセを出して綿嚙の高紐と懸け合はするものなり。

五、化粧板及び水引シヅメ

總て金具廻カナヅマと小札との境界には化粧板を附くるを法とす。葦アシ蒲カ草カ鹿の革に葦蒲の模様をつけたるよりの名なりを用ひ八

端食

双鉞サウベツを打つ。又其下部には紅白の綾アヤ又は革カを以て端食縦ヘシバシの物に狭き横物を附る細工もの、名なりを作る之を水引と稱す。

六、弦走革シヅメカ

胸板の下方にて前胴より左脇の半分程を染革にて包む、之を弦走革と稱す。

七、立揚及び衡胴カサキボウ

胸板の下二段の小札を立揚といひ其下、胴全體四段の小札を衡胴カサキボウといふ。

八、脇板カサキイタ

衡胴の左脇の上部には胸板と同式の冠板カサキイタあり之を脇板と稱す。最古の鎧には此脇板なくして單に化粧板のみを附けた

り。

九、押付

綿嚙の下部背に接続したる所を押付と稱す。押付の下には化粧板、水引あると胸板に同じ。

十、逆板

押付の二枚目の板には菱縫ありて其下端は外方に反跳する様に威したれば之を上へ引き上ぐる時は逆になりて屈伸すべし。之を逆板といひ、一に總角付の板ともいふ。

十一、總角

逆板の中央に大座の鑲を打ち之に總角を附けて銚りとし其總角の左右の縮には袖の緒を結び留むるなり。

十二、前後の草摺

前の草摺を前板といひ後の草摺を引敷の板といふ。式正の鎧は前後とも五段より成るを通例とし其菱縫板は必ず真中より兩分せり。但し最古の鎧には四段なるもありしなり。

十三、射向の草摺

左の草摺をいふ。狭き脇の所に廣き草摺を付くるを以て絲にては威し付るくと能はず。故に上廣く下狭き染草にて付く。其體蝙蝠の翼を張りたるに似たれば此附け方を蝙蝠附といふ。喉輪の垂れの如きも即ち此式なり。

十四、梅檀鳩尾

共に高紐に附けて領廻りより胸板の端を掩ふものなり。梅檀は小さき袖の如き形して三段下りに造り鳩尾は兜の眉庇を縦に延ばしたる如き形したるものなり。胸の右方には梅

蝙蝠附

檀を附け、左方には鳩尾を附く。

十五、脇楯

鎧は右脇にて引き合するものなれども其草摺は幅廣くして右脇に着くると能はざるを以て別に右脇に當つるものを作れり、之を脇楯と稱す。

脇楯は神功皇后の時起れりといふは俗説にして然く古きものにあらず。其上部は胸板の如く染革にて包みたる鐵にして之を壺板ツボイタと稱す。其草摺は射向の草摺と同じく蝠蝙蝠フクロウ附ツケをなすを法とす。

十六、引合緒

胴の前後の端の中程より組緒を出して着用する時に結び合する用に供す、之を引合の緒ヒキアヘセといふ。

壺板

十七、胴先緒

操締

胴の下端の前後の端に一處づゝ打紐を附く之を胴先緒といふ。或は胴の下端の後の端には半鐵ハンテツの縮シヅを出し射向の下端には二條の長さ緒オビを附け此緒と縮とを結び合はする式もあり、之を操締オビシヅといふ、鎧の胴先を結束するものなり。

十八、大袖

鎧の袖をいふ。胴丸腹卷等の壺袖ツボソデに對して此名あり。古代は多く七段なりしも式正の鎧は八段とす。其内上部一段は冠板と稱し他の金具廻りと同じく包み革カワ覆輪フクレ等あり。其下方には化粧板あり、水引あり、其れより下の七段は小札コサにして最下端には菱縫ヒシヌイあると他の部に同じ。若し兜の菱縫板ヒシヌイに裾金物ある時は大袖にも亦裾金物を附くるを法とす。

十九、シロカイカケモノ 笄金物及び水香緒ミヅカクシ

後世は袖の第四の板の端に笄金物と稱する長き座金物を打ち其端に銀ありて水香緒を附く。此笄金物は古きものにはなく單に銀のみにて更に古き者には袖の裏に銀を打ちたり。

二十、シツカクテ 熱加緒

袖の冠板の裏の中央の銀ギンに革緒を附く、之を執加緒といふ。綿嚙の中央の茶莖チカミに結び付くるものなり。

二十一、ウツサカケテ 受緒懸緒

熱加緒の前後に銀ありて打紐を附く、之を受緒懸緒といふ其前方なるは綿嚙の手先の茶莖に結び、後方なるは胴の總角に結び留む。

二十二、コテテ 籠手摺

式正の鎧には右袖の裏の後の端に縦に染革を附く。上膊ウラヒの活動を妨げざらんか爲なり。之を籠手摺と稱す。元來左袖にはなきものにて後世左右共に附くるととなれるは誤りなり。

二十三、ツラミキ 貫

頰貫ツラミキとも書く足に沓くものにて多くは熊の皮にて造るものなれども歩卒などは牛の皮をも用ひたり。後世は其様式變化して採足袋ヒミダヒ或は毛沓ケダマなどと呼べり。

二十四、フダシ 威毛

單フダシに威フダシともいふ札サシを綴ツち合する緒イトにて緒通イトトしの義なり其質は革威カワフダシ、絲威イトフダシ、綾威アヤフダシの三種にして、緋威ヒフダシ、黒革威クロカハフダシ、唐綾威カラフダシ、練綾威ネリフダシ、紺絲威コンイトフダシ、淺黄絲威シロフダシなど種々あり。

採足袋
毛沓

割小札

二十五、札

鐵又は革にて作る。鐵は黒塗の割小札を本儀とすれども後世は金札銀札朱札などあり。

割小札は札を一ツづゝ別々に作りて編み連ぬるものなり。或は溝き鍛ひ鐵を札に作りて革の札と一枚ませにするところ古書にこがねませたる鐵、一枚ませの鐵などあるはこれなり。

續小札は札を一ツづゝにせず一枚なるに堅に筋を付け割小札を重ねて編みたる體に見せたるものにて後の製なり

第五 小具足

鐵には喉輪、脇楯などの如き胴に連続せざるものあり。之に籠手、脛當を加へて小具足と稱す。甲冑附屬の小さき道具といふ意にて、後世小さき甲の名とせるは誤りなり。

一、籠手

鎧頭籠手

左右の別ありて手甲、前膊、上膊の三所には鐵又は革製の黒く塗りたる板を附け其間は鐵を以て連続す。標本に示せる如く古代のものは手甲に指の形なくして丸かりしを以て鎧頭籠手といふ。

歩卒などの接戰を主とするものは左右共に用ふれども射戰を主とするものは左方の一隻のみを用ふるを常とす。

二、大立舉隨當オホタテアゲスチアチ

筒ツツ隨スチを通例とし後世は五本篠七本篠等を用ふ。古代のものは短かゝりしも鎌倉頃よりは馬上の人は大立舉隨當オホタテアゲスチアチと稱し、外股迄ソトモを蔽カモふものを着け、足利中世頃は騎馬ならざる人も之を用ふるといふなり。

第六 鎧着用次第

- 一、内衣ナイイ 即ち小袖を着し中帶ナカオビにて結び留むると常の如し。
- 二、大口袴オホクチハカマ を穿く。
- 三、烏帽子ウサビ を被り鉢巻ハチマキをす。一重鉢巻は前より當て、後に結び、二重鉢巻は前より當て、後に取り違へ前にて結ぶものとす。
- 四、鞆ヌカク(弓懸とも書く) 武具を着するには必ず左方よりするとなれども鞆ヌカクに限りて右方より着くるを法とす。
- 五、直垂シナダレ 先づ直垂の袴の中に左右の足を踏み入れ、次に直垂の上を打掛けて襟と腰とを整へ、次に袴を引き上げ、直垂の上を袴の紐にて着込むるなり。

六、**脛巾**(今の俗脚半)を着く

七、**括** 直垂の袴の裾なる紐を引きこぎて括り寄せ膝の下にて結び、次に右の袖括の縮を中指に掛け、手首にて結び留む。

(以上甲冑標本にはなし、內衣大口袴烏帽子直垂の事は拙著装束標本解説参照の事)

八、**脛當** 先づ左を着け次に右を着く。

九、**貫** 先づ左足に穿き次に右足に穿く。其法は左右の緒を引き違へ足の裏より甲に引き廻らし左右取り合せて兩緒に結ぶべし。

十、**籠手** を着くるには先づ直垂の左の袖を袒ぎ、其袖を疊みて懐に押し納れ、左右の胸紐を取り合せて結び置き。次に左の籠手をさし、手の甲なる二個の縮を中指と母指とに掛け、次に

に前後の紐を結び、次に手首の鞋を掛く。

若し双籠手を差す時は次に右の籠手を着く。其法は左籠手に同じ次に

十一、**脇楯** を右脇に當て、壺板にある二條の紐を後より左肩を越して前に取り、さて其中の一條を壺板の縮に通じ、他の一條と結び合せ、次に蝙蝠付の間より出てたる前後の緒を胸に引き廻らし、前にて取り合せて結ぶべし。

十二、**鎧** 着用に先だち先づ左右の袖及び栴檀、鳩尾を附け置くべし。其法栴檀も鳩尾も上の緒を以て綿嚙の高紐の根に強く結び附くるものなり。若し下の緒ある時は鎧を着用し了りて後に脇の鞋に結び留むべし。

鎧の袖は執加緒を綿嚙の中の茶莢に上より打掛けて通し、左

右に引き違へて上にて結び、懸け緒は綿嚙の手先の茶莢に通して結び、受緒は鎧の背の總角の縮に結び留め、水呑の緒は總角の根に左右取り合せて結び留むべし。

さて鎧の左の高紐は懸け合せたるまゝに左の手を通し置き、右の綿嚙を後より肩に打懸けて高紐の鞆を掛け合せ、次に引合の緒を前後取り合せて結び、最後に胴先の緒を結び合すべし。

十三、上帯ウヘオビ 古代の鎧は胴先の緒大なりし故に別に上帯はなかりしも後には布又は絹の上帯を結ぶとゝなれり。其法は前より宛て左右取り違へて前にて結び餘りは押し込みおくべし。

十四、刀カミナリ を上帯に差し、下げ緒を小尻に巻き、引き扱ウケぎに結ぶ

べし。

十五、太刀タチ 左脇に當て、前後の緒を胴に引き廻らし、長さ方を太刀の二足に引き通し前にて結び合せ、餘りあらば押し込みべし。

十六、籠カゴ 先づ籠に矢を盛り、矢束ヤサしたるを右の腰に當て、腰緒を以て左腰に引き廻らし、其長さ方を籠の懸け緒に掛け、短き方と取り合せて結ぶべし。

弦巻は左腰の太刀の上になる様に附くべし。後世は弦巻の穴に刀の小尻を差し入るゝを常とす。

十七、兜カブト 先づ烏帽子を左右何れにても折りて其上に兜を被り、左右の緒を顎の下にて取り合せて結ぶべし。但し鎧着始、出陣等には籠を着けて直に弓を取り、中門の廊よ

り下りて馬に乗る時に兜を被るものと知るべし。

十八、弓ユミ 左の手に弣ニキリ（ユヅカともいふ）を持ち弦を下にして携ふるものとす。

但し立て、持つ時は弦を抱へ込む様にし上弣ウヘニキリを右の方に傾けて持つべし。

右着用次第は人により流義により多少の異同あるものと知るべし。

第七 胴丸

胴丸は鎧を簡便にしたるものにて、歩卒などの着用せしものなり。袖なく、障子板なく、馳驅に便なる爲に、草摺を細かく割りて八間としたれば、草摺に蝠蝠付をする必要なきなり。脇楯は着けずして、右脇にて引き合せ、胴を丸く圍む故に胴丸の名あり。又袖なきが故に杏葉オウヤクを綿ワタ嚙カミに付けて、肩を蔽ひ防ぎしが、鎌倉頃よりは、將士も輕装を尙び、胴丸を用ひるといなりて袖の必要を生じ、鎧の袖を假用せしが、遂に胴丸にも、壺袖といふものを付くるといふなり。又股の邊を禦ぐ爲に膝鎧ヒザヨロヒを用ひしが、後には脛楯ヒザシタテてう名を以て行はれたり。

以下各部につきて略説せん

一、笠鞆兜カシゴロノカブト

胴丸の専ら行はれし頃は、多く打物を取りて接戦せし故に、式正の鎧の如き鞆シコロの垂れたる兜を被る時は、上肢の運動を妨ぐるおそれあり。故に鞆を平らに外方に開かせ肩に問えぬ様にしたるものなり、之を笠鞆カシゴロと稱す。

然るに足利末に至りては、更に變遷して小さく垂れたるものとなりて自ら古代の形式に復したり。日野根鞆ヒノネシコロといふは此式なり。

足利中世頃の兜の星は稍小なるを常とす。又星を略して筋のみを付けたるものあり、之を筋兜と稱し、響穴の上に一個宛長さ鉞を打ちたり、之を四天鉞シテンシギといふ。これは鉢の表面に出

日野根鞆

四天鉞

でたる兜の緒の端の結目を切られざらんが爲なり。

然るに後世は腰巻の裏面より鑲又は根緒を出して兜の緒を付くるといなりたれば、四天鉞は不用に歸して短小のものとなりたるなり。

二、胴タテ

胴丸の胴は、胸板ウシイタ廣く脇板ワキイタ狭く、右の引合ヒキアヘには脇楯なく、脇板を二分して用ひ、金具廻りに化粧板、水引等なく背には逆板なく、單に大座オホイの鑲シロを打ちて總角ソウカクを附けたり。此總角も袖を用ふる様になりて始めて起れるものなり。

三、杏葉キヤウエフ

綿嚙ワタクの上に付けて肩を蔽ひしものなれども、胴丸に袖を着くるといなりたる爲に一方の紐を緩めて高紐の上に垂るゝ事

となれり。後世杏葉を以て鎧の梅槽、鳩尾と同じき功用あるものと誤解するに至れるはこれが爲なり。

四、壺袖

胴丸を着用するに始めは鎧の袖を假り用ひしも綿嚙に障子板なく其着用に不便なるを以て遂に専用の袖を作るといふれり。

袖の巾は鎧に比すれば至つて狭く腕に馴染む様に反りを入れて造りたれば之を壺袖といふ。冠り板はなきなり。

五、頬當

胴丸の行はれし頃には半首は次第に廢れて頬當を用ひたり。これは常に面部を防禦するのみならず笠鞆の兜を被る時其緒を結び留むるに必要なるを以て必ず具足する風となれり。

六、脛楯

伊豫脛楯

始めは膝鎧と稱し中頃は寶幢脛楯といひて裾を割りたるものを用ひしが後には専ら一文字のものを用ひたり。其形式に種々の變化あれども標本には伊豫脛楯を示せり。元來脛楯は馬上を用ひて股を防ぎしものなれども後世は歩卒も一般に之を用ふる風となれり。

七、髓當

髓當の事は鎧の條にいへり、標本には筒臑を示せり。

八、着用法

胴丸の着用法は鎧に準じて知るべし。唯其異なる所の概要をいはし。

小貝足を着け了りて脛楯を腰に纏ひ次に胴丸を着し引合は

筒臑

前を下に後を上重ねて、引合緒ヒキアヘセリテを結ぶべし。
 次に頰當を着け兜を被るべし。
 兜の緒は頰の緒テグロ便の釘に絡み上様に引き上げ根緒ネグロに絡み下
 下に引きおろし頸ノドの下にて結ぶべし。但し此法は頰當の形
 式と流義とによりて種々異なるものを知るべし。

第八 腹卷

胴の前面より兩脇を蔽ひて背後にて結ひ合はすものなれば之
 を腹卷と名づく。
 胴丸を更に簡略にしたるものにて多くは不慮の變に備ふる爲
 衣中に着込みたるものなれば肩に杏葉もなく至つて輕便なる
 ものなり。
 然るに後には胴丸と同じく戰場に用ひ將士も之を着用する様
 になりしかば袖を付け稀には杏葉をも付くるといふなり。
 又背板セイイタといふものを作りて背の間隙を防ぎこれに總角ソウカクを付け
 袖の水吞緒を結び留むると鎧、胴丸等と同じきものとなれり。

背板

甲冑標本解説

終

明治四十二年一月十二日印刷
明治四十二年一月十五日發行

著者兼發行者

東京府北豐島郡日暮里村大字金杉百卅七番地
武 谷 等

印刷者

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
藤 本 兼 吉

發行所

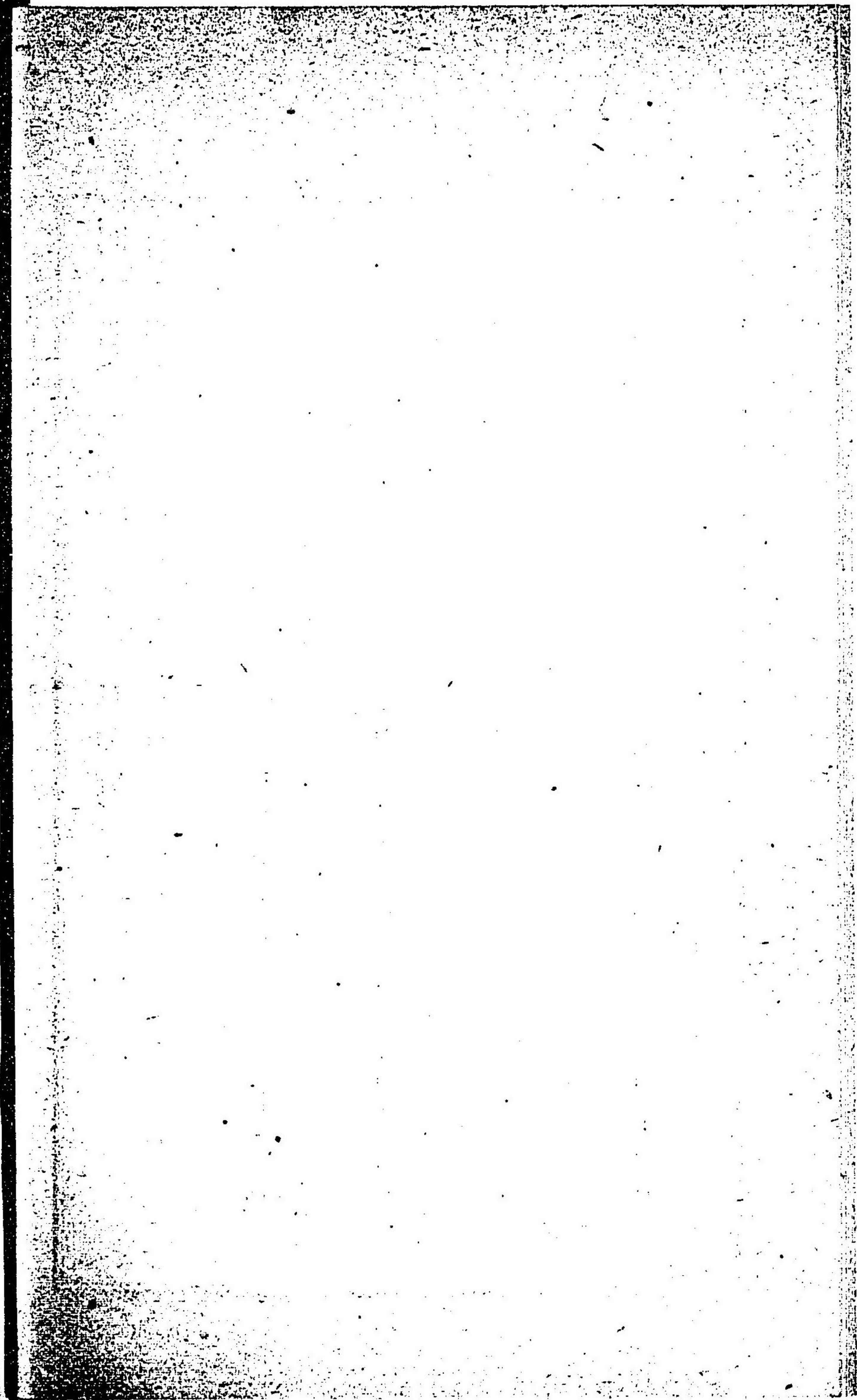
東京市神田區南甲賀町八番地
集 成 堂

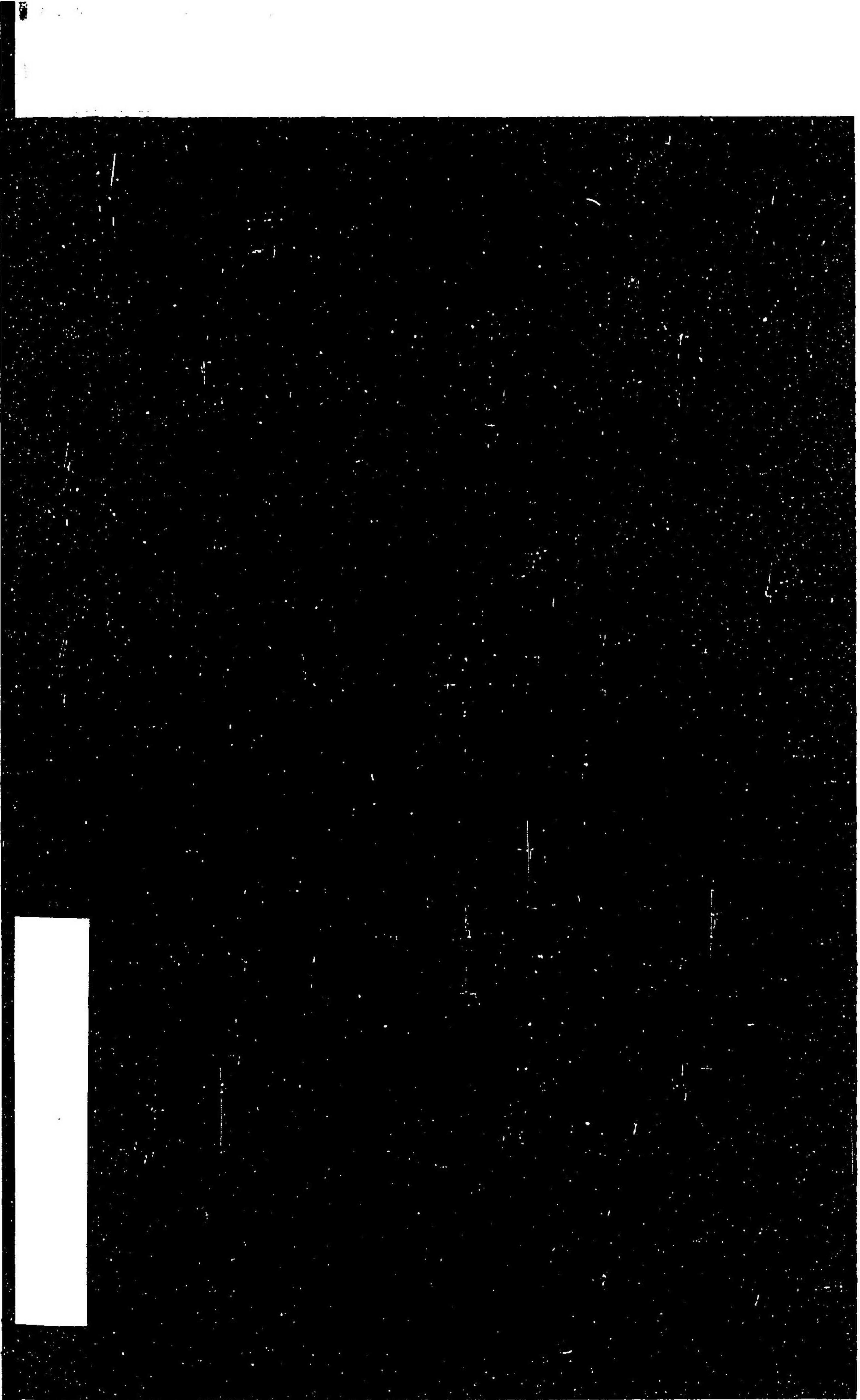
同

東京市神田區錦町一丁目九番地
榊 原 商 店

著作權所有

259
38





特50

697

甲冑標本解説

国立国会図書館

072160-000-5

特50-697

甲冑標本解説

武谷 等/著

M42

CEF-0017

